

取員におかれましては、この四十二年度決算書をもとにいたるべく、  
も適正なる決算をもつて、国民の健康維持に努力されるようお願いい  
たし、して監査結果の報告をいたします。

議長（田村匡雄君） 二枚あり質疑を行ないます。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（田村匡雄君） 二枚にて質疑を終結いたします。

おぼかりいたします。 議長が四十九号は原案どおり認定する  
ことに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（田村匡雄君） 二異議なしと認めます。 以下議長が四十九号  
は原案どおり認定することに決定いたします。

議長（田村匡雄君） 日程第十一議案が五十九号昭和四十二年度福生町の  
益貨屋持別会計歳入歳出決算認定についてを議題に供します。  
朗読を省略したために理事者から提案理由の説明を求めます。  
（収入役 秋山誠一君を壇上）

収入役（秋山誠一君） 二指名があり、以下のとおり昭和四十二年度の収入

益貨屋持別会計歳入歳出決算認定について、説明を申しあ  
げます。 歳入の総額が百三十五万二千六百六十六円、歳出が  
百三十四万四千六百六十六円、差引残金として四万七千七百九  
十九円となっております。

歳入から申しあげます。 事業収入として収入増額が大体予  
定に近い収入を得ており、これが九十一万七千六百六十九円、これは  
貸付金の利息でございまして、この利息でいろいろの諸経費を賄う  
という原則にしております。 つぎに歳入金としては一  
般会計から三十万六千六百六十六円とあります。 つぎの繰越金は四半  
度から繰越した分が十二万一千六百三十八円あります。 つぎに諸  
収入であります。 雑入として六千三百六十九円入っております。 二  
は預金利子あるいは電話使用料の収入等でございます。 歳入合  
計をいたしまして百三十五万二千六百六十六円とあります。 歳入  
歳出を申しあげます。 経費が百三十六万七千六百六十四円、これは  
担当者一人の件費と貸付を行なう事務的な費用が三三から支出  
されておるわけでございます。 公債費として十三万七千四百六十九円



前に起債を受けけておりまして関係上毎年元利を返してきておられまして、予備費の支出はございせんが歳出の合計が百三十四千四百六十八円でございまして、極めて簡単で決算でございましてお手もとに益貸屋基金の運用状況に関する調べがあると思っておりますが、三百万円の基金を準備いたしましたとして貸付けを行ない実際の数字が二、三にございまして、監査委員の指摘もございまして一段と大きくしておしてはんとお貸付け願をふやすことにしております。おそれくうはとよろずもそいさだにと思えるおやでございまして、よろしくご検討いただきましてご認定ありますようお願い申し上げます。よろしく

議長（田村匡雄君） 引き続いて監査委員から監査結果について報告願います。

（九番大野行夫君登壇）

九番（大野行夫君） 公益貸屋特別会計の決算について、監査報告をいたします。

（昭和四十一年度福生財公公益貸屋特別会計歳入歳出決算書）

意見書朗読（省略）

以上でございましてこれは福祉事業でありますから多額の利益という二つの目的ではなくして、やはり二に從事する取組の経費は前年度を含めてこの中で賄うのが妥当ではいかとこの二つが監査の結果出されたわけでございまして、今後この問題は理事長が責任に担当委員会においてもよくご検討されましてこの面からいいますと公益貸屋も決していけるように、財政の建て直しのお一歩でございまして、よろしくご協力をお願いする次第でございまして、以上で報告を終わります。

議長（田村匡雄君） これは質疑を行いません。

七番（伊沢弘之君） 公益貸屋が開始されてから十五年になります。三百万円の起債を返済しその分が自己財源に回ったことは喜ばしいおやでございしますが返済業務の苦しいほどが伺われますので今後

理事長は累積赤字等につきましていかなる改善措置を講ずるかお伺いしたいと思っております。また現在の利用度は福生財公の何%、その他は羽村、瑞穂、秋多が利用しております。その点の

いぬゆるら損額を福生所とみておるが況にござりまするかその実  
のお考をとお聞かせたいと思ひます。

町長（石川常太郎君） 自席でお評しを願ひます。

四十一年度の決算書から参りますと三十万円の繰入れをしており  
まして四十万七千円の繰越金でございます。大体二十五万円の赤字でござ  
います。が本年度の償費の十三万七千円はこれと終りでござります。  
が来年度は償費が少くはるわけでございます。かりけつきよく三十  
万円から四十万七千円を引きまして約二十五万円、それから十三万円を  
引きますから大体十二万円という事で、今年と同じ経営をいたし  
ますと来年度は十一万二千円の赤字という結果になるわけござ  
ります。そこでねどものお調べた資料によりますと東京都  
下の公益質屋におきましては、これも大変赤字がふえておりますし  
福生所は上と下位の二つでござりますして、といて赤字で福生  
所はいいからという事でござりまする問題でござりますし、先程の監査委  
員さんのご注意のとおりでございます。その方向に進みたいと思つ  
ておるわけでございます。現在回転率は三、三回転でござります。

お尋ね



お尋ね



三、五位に上げれば下人とかはると思つたのですが、やうするにばい  
かにしたうよろしいかと、この事でござりますけれども、一冊をおげ  
ますと取員の勤務時間を延長するといふこと、現在招き手が時  
半でござりますけれどもこれを十時にして終りを七時にすると、  
やういふ賃金は大いには要すると思ひます。なおお条件におきま  
してもいふにござります。これによります。他所の  
福生所は公益質屋の利用でござります。これにつきましては、たし  
かに福生所の財源に参りますして運営しておるわけでございます。かり  
福生所だけが利用するのが至当のやうに思つたのですが、これは困つ  
つてゐる人は誰でも同じでござります。大乗的見地に立ち参ります。ある程度は  
やむを得ないでござります。と申します。福生  
所は住のオマヤ、やはり船島や青梅を二利用されることも聞かされて  
ござります。大きな考之かり参る方がよろしいのか、はかりやうかと私  
は参ります。なおお仲次議員さんは、専ら家でいらつしやい  
ます。この運営に参ります是非をお、お知恵を拝借したと  
思ひます。よろしく願ひいたします。

七番(伴次郎之君) 現在三多摩に十五件の公益貸屋がございます  
が他の管内では全部一般会計で賄っておりますが福生は財政法  
明けた同時に一般会計に繰入れる方があるかどうかが不明いいたし  
ます。それと歳出の役務費で二万一千四百十九円とおります  
が、通信運搬費の点について説明願いたいと思っております

議長(森田内君) 四頁の役務費の備考欄に通信運搬費三万二千四百  
十九円は主として慶南村会と郵便村会でございます。またその運  
搬というところはございせんまゝほとんど通信費というところでお願いいた  
します。それから一般会計の件でございしますが、都下に十五ござい  
ますが諸君と福生が特別会計でその他ほとんど今年度から一般会  
計でやっております。この点については今後いろいろ他  
の公益貸屋を検討してみたいと思っております。

(「了解」と呼ぶ者あり)

議長(田村匡雄君) 二枚にて質疑を総括いたします。  
おわかりいたします。議案オ五十号は原案どおり認定する  
ことに同意議ありせんか、

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村匡雄君) 同意議なしと認めます。おろ議案オ五十号は  
原案どおり認定することに決定いたしました。

議長(田村匡雄君) 日程オ十二議案オ五十号昭和四十七年度福生財  
と高場特別会計歳入歳出決算認定について議題に供します。

議長(田村匡雄君) 前正箇条がございするのを議長として前正に下させ  
ます。

(島田議会議務局長報告)

歳入の内オ二款繰越金の収入未済額「△三十三万九千円」を「〇」に  
オ三款諸収入おろオ項の雑入の収入未済額「四千九百九十円」を  
「〇」に、歳入合計の収入未済額「二万七千九百九十一円」を「一万五千三  
百三十円」にそれぞれ前正

議長(田村匡雄君) 朗読を省略して下で下に理事者より提案理由の説  
明を求めます。

(収入役 秋山誠一君登壇)

収入役(秋山誠一君) 昭和四十七年度福生財と高場特別会計歳入

歳出決算についで申しあげます。歳入におきまして四千三百五十九  
万三千九百二十四円でありまして、歳出が三千六百二十九万七千三百  
九十四円、差引きいたしまして七百二十九万六千五百三十四円が翌年度  
への繰越額と存しております。歳入のりご説明申しあげます。  
収入清額を主として申しあげます。オニ製の事業収入の総額が三千  
八百九十二万二千三百九十九円でありまして、営業収入と営業外収入  
に別れております。営業収入と申しますのは俗にいうと殺料でござ  
います。と畜場使用料として徴収しております。営業外収入の角  
分は検査手数料でこれは元来東京都が取るものでござりまするが、  
どちらのとき畜場におきましては二ついう点と畜場を責任をも  
つて行ないまして手とめ下ものを東京都に納めるといふ形にござ  
りまするわけでございます。お手もとに四十七年度における種類別の頭数、  
それに添すると畜場の使用料あるいは検査手数料が出ております。その三覽  
いただきたいと思ひます。動物の畜体におきまして五万五千六百十九頭  
あつたわけでございます。販單に比較いたしまして四千四百十六頭ふえて  
おります。収入未清額一万五千三百二十四円というのがござりまするが、

これはいろいろでも取りつくまじといたして金額はななす  
が、四十七年度におきましてと殺をいたしまして関係につきましては  
全額収入にござりまする。そのおのほり古い関係で当人がこの  
所にはない等の関係でまだ残っているのが一万五千三百二十四円ござ  
ります。四十七年度におきましては頭数にありては千頭以上もふえて  
したし徴収率も百%徴収してある関係から非常に収入が多額に  
ござりまするわけでございます。つぎの繰越金でございますが四百六  
十六万三千三百三十九円、これは前年度より繰越した金額でござ  
ります。諸収入でわけ下かに九千九百九十四円、これはと畜場にある  
電話の使用料等が入っております。つぎの所償で汚水の浄化槽  
を造りまして関係で二千九百九十四円が収入とござりまする。

以上の歳入合計が四千三百五十九万三千九百二十四円とござります  
る。以上の歳入合計が四千三百五十九万三千九百二十四円とござります  
る。繰り越金と申しあげます。総務費といたしまして  
支出清額が三千六百九十九万九千九百九十四円とござりまする。一般管理費の中に  
汚水処理関係の経費も全部含まれております。その明細書をご覧

長官前正

願いたいと申します。五夏の支出者額が三千三百一十九万三千九百九十四  
 円、二の内訳は人件費の他に委託料が六百一十五万五千五百五十四  
 円と所費ありすがこれは一部貸倒債業務委託料として業者に  
 やつておるものがござります。浄化槽設計委託料として百一十  
 万がござります。それから工事請負費で二千三百四十六万七千五百三十  
 円といたうのがありすが、二の内訳は浄化槽の工事費が一十三万  
 三千四百四十四円、その他百一十四万七千七百九十四円といた  
 うして一部部屋を拡張したという関係もあります。つぎに債費  
 ですが百六十九万五千三百三十四円とござります。これも元金と利子の  
 返済に充てられてござります。繰出金として三百一十円を一般  
 会計に繰出してあります。歳入におきかへるが歳入が六千七百九十九  
 万六千三百一十九円とござります。繰入に六千七百九十九万六千三百一十九  
 円とござります。それからして最初に申しあげた七千九百九十九  
 万五千三百三十四円といたう金額が四十二年度（繰越）されるというこ  
 とにまつたわけがござります。これは下といたうだけの収入がある一  
 般

長官前正

にはどれだけの必要経費がかかるか、それとそれととの位あつたかというこ  
 うな計算を二にいたしました。前年度から繰越された分が四百  
 六十六万三千三百三十四円とござります。四十二年度に繰越される分が七百二十  
 九万六千五百三十三円とござります。一般会計に三百一十円を繰出して  
 あります。それから浄化槽を造るためにあるいは手直しといたうの改  
 修をいたすために千四百一十九万六千六百六十九円とござります。四十二年度に繰  
 越したという設備にかけてあるわけがござります。一千一十円の起債を差  
 引きましてけつさく四十二年度の収入で普通の状態を運営した  
 場合を考へますと大体九百五十九万六千六百六十九円程度の減価償却等をいたし  
 ません利益が計上されるというふうなことにばるわけがござります。  
 事業的には好結果にばるあります。以上でと相場特別会計の決  
 算について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をいた  
 だきましてご認定賜りますようお願い申し上げます。

議長（田村屋雄君） 引き続き監査委員から監査結果について  
 報告を願います。

（九番 大野行夫君登壇）

九番（大野行夫君）昭和四十二年度福生所と畜場特別会計歳入歳出決算認定について、の監査報告をいたします。

（昭和四十二年、度福生所と畜場特別会計歳入歳出決算審査意見書朗読）省略

以上でございますが、下ドリ、私も収入役から説明がありまして、福生所における相当、下下きい財源に、下下きい、これは間違いないわけでございます、この点も、付け加えて、という、今後とも新しい財源として、理業者あるいは、取員が一致して、財源の発展と、一大原動力と、これを、お願いいたします、監査報告といたします。

議長（田村匡雄君）これは、質疑を行いません。

四番（石川繁太郎君）浄化槽について、お聞きいたします、当初の話を、浄化槽が、下下きい、直接多摩川に流す、しもの、おには、影響が、ない、という、こと、でしたが、現在でも、下下きい、提供、の、内容、を、流す、あり、して、わけ、わけ、農家に、下下きい、しても、所々、で、迷惑、を、被る、おる、のが、良、情、で、ござります、その、後、浄化槽の、内容、は、い、か、う、に、下下きい、おる、おる、点、つ

お願いいたします。

議長（石川繁太郎君）ご答弁を申しあげます。浄化槽を、築造

いたしました、最初の計画は、現在の、下下きい、多摩川に、流す、設計、で、ござい、ました、が、その、後、事業、業者、が、多摩川に、流した、のが、おろしい、おろしい、おろしい、という、こと、に、なり、まして、東京都の、許可、を得る、べき、を、奔走、した、わけ、で、ござります。下下きい、下下きい、魚業組合等の、問題、も、こ、ごい、した、が、その、点、も、は、前、に、解決、を、いたし、まして、さて、設計、変更、を、いたし、まして、多摩川に、直接、放流、する、段階、に、なり、まして、下下きい、下下きい、その、時に、多摩川の、管理、が、都、府、に移、す、した、わけ、で、ござります。非常に、困難、を、極め、た、わけ、で、ござります、す、けれども、下下きい、下下きい、の、許可、を得る、べく、接衝、中、で、ござります、が、許可、の、お、り、次、お、多摩川の、お、に、流す、よう、に、考、えて、おります。今、暫く、お待ち、願、い、たい、と思、います。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（田村匡雄君）これは、質疑を、終結、いたします。

おはかりいたします。議定書、五十一号は、採決、を、お、り、認定、する

二に二里議ありませんか、

(二里議下しと呼ぶ者あり)

議長(田村匡雄君) 二里議下しと認めます。 ちよ議案オ五十二号は  
倉庫におり認定する二に決定いたしました。

議長(田村匡雄君) 暫時休憩いたします。

午後二時三十二分休憩

午後二時四十七分開議

議長(田村匡雄君) 休憩前に引き続き今議を用きます。

議長(田村匡雄君) 日程オ十三議案オ五十二号昭和四十一年度福生  
山福生郡市計画福生主区画整理事業特別会計歳入歳出  
決算認定につて議題に供します。 朗読を省略した方に理  
事者から提案理由の説明を求めます。

(収入役 秋山誠一君登壇)

収入役(秋山誠一君) 二指名がおりましたので区画整理事業特別  
会計の決算につきましてご説明申し上げておきます。  
九頁をお開きいただきますと思います。

これは新都市建設いん社等の関係におきましていろいろ所とや  
りとりがあつた関係がおりまして、二を先に二了解をいただ  
きまして決算がわかりにくいので先に二報告を申し上げておきます。  
加美平の関係で保留地の処分金として二千四百五十七万七千三百  
六十一円という金額が入っております。 これは加美平の保留地が  
売れたという関係でいん社から入ってきたものでござります。 それ  
からいん社のオに歳入として支払うものであるが、いん社に事業を  
委託しておりますので、いん社が事業費を二替えて二半をしてある  
わけがござります。 そのいん社の二替金が四十一年十二月までの計算  
によりまして五千四百一十七万六千四百六十二円、その内東京都から  
の交付金が八百一十一万二千円、二は所に入りたりのいん社のオに  
東京都の補助金が入ります。 二を差引  
まして四千五百九十九万四千四百六十二円、この金額が昨年の  
十二月までのいん社が立替えた金額でござります。 二を業務委託料  
としていん社に支払っております。 それから保留地の補助金にお  
ける利子の償還というのがあります。 二の補助金と申しますのは



あります。人の事項別明細書の三頁を見つていただき、下と見えます。オニ款の分地金および買地金で収入いたしました金額がい千六百九十万九千六百三十三円でございます。この内訳は保留地処分金と地区外買地金とがございます。保留地処分金は先程申しあげましたように北美平の土地が売れたところの金額でございます。六千四百五十七千三百六十一円、武蔵野台地区の関係はオニ澤水場の関係で六千四百五十六百円、東福生駅の関係は百五十万三千六百円、以上の合計で七千二百四十九万四千四百三十九円とございます。地区外買地金としては千四百三十五万二千九百五十九円、これは羽村町の神明台および富士見台地区の買地金として羽村町に入りましてございます。繰入金にしましては一般会計から三百円を繰入金しております。繰越金といたしましては千四百三十七万二千三百九十七円、おなじく社の処分金等がございまして繰越金も多額に入りましてございまして、諸収入におきまして十五万二千五百円の収入でございますが、これは預金と東福生駅の手車にもつう道路のほり替之手車金等が収入とござい

おります。歳入における合計が億二千四百三十七万九千七百六十円とございまして、繰り越金もございまして、総務費におきまして三百四十四万四千五百六十九円、これは人件費その他一般事務費の関係がこれから支出されております。事業費といたしましては北美平と武蔵野台にわたっておりまして、事業費の総額は千三百三十一万三千四百三十一円とございまして、その内北美平の分が千六百六十四万七千四百四十四円とございまして、内訳といたしましては審議会等の委員会その他一般事務費あるいは先程申しあげました新都市建設公社に支払っております委託料が四千五百九十九万四千四百六十二円とございまして、金額の委託料として出ております。それから補償補てんおよび賠償金で千六百七十三万九千三百円、備後補にいろいろありまして、工価物や土木等の移転補償料等が出てあるわけでございます。い社のために支払いたしました千五百十一万三千九百六十一円という金額は七頁に償還金利子および割当料という形で支出されております。つぎに武蔵野台の事業費でございますが、総額三百三十四万二千六百七十七円とございまして、これも審議